

知的障害者相談支援事業開始・変更届出書記入要領

(2画)

- 1 標題の届出名のうち、「開始」又は「変更」のいずれか該当する事項を○で囲むこと。
- 2 変更の届出をする際には、変更が生じる部分のみにつき記入して届出ること。
- 3 「開始・変更しようとする事業」欄のうち、「提供する便宜等の内容」欄には、事業者が当該事業により提供する便宜の種類等その事業の内容を記入すること。  
なお、事業の種類等その事業が生じるときは、新たな事業の開始として、別途届出ること。
- 4 「経営者」欄には、当該事業を経営する者が個人である場合にはその者の氏名及び住所を記入し、市町村、社会福祉法人その他の法人である場合にはその名称、代表者の氏名及び当該事業に係る主たる事務所の所在地を記入すること。
- 5 「事業の運営の方針」欄には、当該事業を経営する上で経営者として考えることを明確に記入すること。
- 6 「主な職員の氏名」欄の主な職員とは、当該事業所の管理者等を指すものであること。
- 7 「事業を行うおととする区域」欄には、市町村の委託を受けて行う場合には、事業を行うおととする区域のほかに「委託先」として当該市町村の名称を併せて記入すること。
- 8 届出の法令上の根拠を示す欄では、1又は2のうち該当する番号を○で囲むこと。
- 9 開始の届出をする際には、この届出書に知的障害者福祉法施行規則第41条第2項に掲げる書類を添付すること。

知的障害者相談支援事業等 廃止

知的障害者相談支援事業 廃止

知的障害者居宅生活支援事業等 廃止

知的障害者相談支援事業 廃止

(2面)

知的障害者相談支援事業廃止・休止届出書記入要領

- 1 標題の届出名のうち、廃止・休止いずれか該当する事項に○をすること。
- 2 複数の知的障害者相談支援事業を廃止又は休止する際には、届出書はそれぞれの種類ごとに作成すること。

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第五条 児童福祉法施行細則(昭和四十二年広島県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

第二条及び第三条 削除

第四条の二から第四条の四までを削る。

第七条の三の見出しを「障害児相談支援事業等」に改める。

第二十六条第一項中「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

別表(備考以外の部分に限る。)を次のように改める。

別表(第26条関係)

	世帯階層区分	療養の給付	
		基準月額	加算基準月額
A	生活保護法による被保護世帯	円 0	円 0
B	市町村民税非課税世帯	0	0
C1	市町村民税所得割非課税世帯	4,500	450
C2	市町村民税所得割課税世帯	5,800	580
D1	所得税課税世帯	前年分所得税額4,800円以下	6,900 690
D2		4,801円～9,600円	7,600 760
D3		9,601円～16,800円	8,500 850
D4		16,801円～24,000円	9,400 940
D5		24,001円～32,400円	11,000 1,100
D6		32,401円～42,000円	12,500 1,250
D7		42,001円～92,400円	16,200 1,620
D8		92,401円～120,000円	18,700 1,870
D9		120,001円～156,000円	23,100 2,310
D10		156,001円～198,000円	27,500 2,750
D11		198,001円～287,500円	35,700 3,570
D12		287,501円～397,000円	44,000 4,400
D13		397,001円～929,400円	52,300 5,230
D14		929,401円～1,500,000円	80,700 8,070
D15		1,500,001円～1,650,000円	85,000 8,500
D16		1,650,001円～2,260,000円	102,900 10,290
D17		2,260,001円～3,000,000円	122,500 12,250
D18		3,000,001円～3,960,000円	143,800 14,380
D19		3,960,001円以上	全額 左の基準月額の10%。ただし、その額が17,120円に満たない場合は、17,120円とする。

別表備考10中「育成医療及び療育の給付」と「療育の給付」に改める。  
別記様式第一号を次のように改める。

(別記)様式第一号 削除

別記様式第四号の二から別記様式第四号の四までを削る。

別記様式第九号の四( )中「児童居宅生活支援事業等 開始変更」と

「障害児相談支援事業等 開始変更」

名称	種類	所在地	入所定員
「ナイササービス事業、短期入所事業又は自立生活援助事業の用に供する施設」			

名称	種類	所在地	入所定員
「児童自立生活援助事業の用に供する施設」			

1 上記のとおり児童居宅生活支援事業等を開始しますので、児童福祉法第34条の3第1項の規定により届け出ます。

1 上記のとおり障害児相談支援事業等を開始しますので、児童福祉法第34条の3第1項の規定により届け出ます。

「児童居宅」中「児童居宅生活支援事業等開始」と「障害児相談支援事業等開始」

3 複数の種類の児童居宅生活支援事業等を開始する際には、届出書はそれぞれの種類ごとに作成すること。

3 複数の種類の障害児相談支援事業等を開始する際には、届出書はそれぞれの種類ごとに作成すること。

9 「ナイササービス事業、短期入所事業又は自立生活援助事業の用に供する施設」欄のうち、「入所定員」欄は、児童短期入所事業又は児童自立生活援助事業についてのみに記入すること。

10 届出の法令上の根拠を示す欄では、1又は2のうち該当する番号を○で囲むこと。

11 開始の届出をする際には、この届出書に児童福祉法施行規則第36条の2第2項に掲げる書類を添付すること。



(広島県介護福祉士修学資金貸付規則の一部改正)

第六条 広島県介護福祉士修学資金貸付規則(平成五年広島県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第一号ただし書中「児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に規定する児童居宅介護等事業、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に規定する身体障害者居宅介護等事業、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)に規定する知的障害者居宅介護等事業及び」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(未熟児養育医療費用徴収規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則による改正前の未熟児養育医療費用徴収規則の規定によつて徴収すべきであつた費用については、なお従前の例による。

(身体障害者福祉法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則による様式でしている申請その他の手続は、この規則による改正後の身体障害者福祉法施行細則の様式による申請その他の手続とみなす。

(知的障害者福祉法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の知的障害者福祉法施行細則による様式でしている申請その他の手続は、この規則による改正後の知的障害者福祉法施行細則の様式による申請その他の手続とみなす。

(児童福祉法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

5 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の児童福祉法施行細則(以下「旧規則」という。)第二十六条第一項の規定による別表により徴収すべきであつた費用については、なお従前の例による。

6 旧規則による様式でしている申請その他の手続は、この規則による改正後の児童福祉法施行細則の様式による申請その他の手続とみなす(ただし、旧規則第二条の規定によるものを除く。)

(広島県介護福祉士修学資金貸付規則の一部改正に伴う経過措置)

7 この規則による改正前の広島県介護福祉士修学資金貸付規則第十六条第一項第一号に規定する児童居宅介護等事業、身体障害者居宅介護等事業及び知的障害者居宅介護等事業のホームヘルパーは、この規則による改正後の第十六条第一項第一号の規定による返還の債務の免除を受けるために必要な業務に従事した期間の算定については、この規則による改正後の第十六条第一項第一号に規定するその他介護等を受ける者の居宅において介護等の

業務に従事する者とみなす。

介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第四十四号

介護保険法施行細則の一部を改正する規則

介護保険法施行細則(平成十二年広島県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「指定居宅介護支援事業所及び介護保険施設」を「指定居宅介護支援事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所」に改める。

第二条の見出しを「(指定の申請等)」に改め、同条中「及び第七十七条第一項」を「第七十七条第一項及び第七十五条の二第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第七十条の二第一項(第七十五条の十の規定において準用する場合を含む。)、第七十九条の二第一項、第八十六条の二第一項及び第七十七条の二第一項の規定による指定の更新の申請は、別記様式第二号による指定の更新の申請書により行うものとする。

第三条の見出しを「(指定居宅サービス事業者等の特例の申出)」に改め、同条中「法第七十一条第一項ただし書及び第七十二条第一項ただし書」を「法第七十一条第一項ただし書(第七十五条の十において準用する場合を含む。 )及び第七十二条第一項ただし書(第七十五条の十において準用する場合を含む。 )」に、「別記様式第二号」を「別記様式第三号」に改める。

第四条中「及び第一百一十一条」を「第一百一十一条及び第七十五条の五」に、「別記様式第三号」を「別記様式第四号」に、「別記様式第四号」を「別記様式第五号」に改める。

第五条中「別記様式第五号」を「別記様式第六号」に改める。

第六条第一項中「別記様式第六号」を「別記様式第七号」に改め、同条第二項中「別記様式第七号」を「別記様式第八号」に改め、同条に次の一項を加える。

3 法第九十四条の二第一項の規定による許可の更新の申請は、別記様式第九号による許可の更新の申請書により行うものとする。

第七条中「別記様式第八号」を「別記様式第十号」に改める。

第八条中「別記様式第九号」を「別記様式第十一号」に改める。

第九条第一項中「別記様式第四号」を「別記様式第五号」に改め、同条第二項中「別記様式第十号」を「別記様式第十二号」に改める。

第十条中「別記様式第十一号」を「別記様式第十三号」に改める。

第十一条第一項中「及び第七十五条」を「第七十五条及び第七十五条の九」に改め、同項第一号中「又は介護保険施設」を「介護保険施設又は指定介護予防サービス事業所」に



注

- 1 捺印の欄は記入しなかつても可。
- 2 1法人の別記欄は、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、社団法人、財団法人、株式会社、有限会社等の別記欄に記入すること。
- 3 1法人の別記欄は、申請者(法人)が許可可能人である場合に、その主務官庁の名称を記入すること。
- 4 1主たる事業所(施設)の名称欄には、別紙1から別紙15まで、記入したの上記名称を記入すること。主たる事業所の名称欄には、今回の申請に係るの及び別記欄に指定する事業(施設)の名称を記入すること。なお、今回の申請に付、介護保険法(以下「法」といふ)第115条第1項(第115条の10)において適用する場合を含む。1の規定により、指定申請を行った事業(施設)は、法に定める指定申請の開始期(平成18年4月1日)を記入すること。
- 5 「主たる事業所(施設)」欄は、今回の申請に係る事業(施設)の名称を記入すること。
- 6 「別記」欄に指定する事業(施設)は、法に定める指定申請の開始期(平成18年4月1日)を記入すること。
- 7 項又は法第72条第1項(第115条)の規定により、法に定める指定申請の開始期(平成18年4月1日)を記入すること。なお、法第72条第1項(第115条)の規定により、法に定める指定申請の開始期(平成18年4月1日)を記入すること。
- 8 係属区域(保健所、保健センター)を記入すること。複数のコピーを有する場合には、様式を修正して、そのすべてを記入すること。
- 9 本用の文字はすべて、日本工業規格A列4とする。
- 10 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式別紙1-甲別紙1-中

訪問介護事業者の指定に係る記載事項

訪問介護・介護予防訪問介護事業者の指定に係る記載事項

フリガナ	住所	(郵便番号)
氏名		
当該訪問介護事業所で兼務する他の職種(兼務の場合記入)		

フリガナ	住所	(郵便番号)
氏名		
生年月日		
当該事業所で兼務する他の職種(兼務の場合記入)		

- 1 申請者の定数、業務行為等及びその登記簿簿本文又は条例等
- 2 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
- 3 事業所の管理者の経歴
- 4 サービス提供責任者の経歴
- 5 事業所の平面図
- 6 運営規程
- 7 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- 8 この申請に係る資産の状況

- 1 申請者の定数、業務行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 2 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
- 3 事業所の管理者の経歴
- 4 サービス提供責任者の経歴
- 5 事業所の平面図(設備、備品概要を含む。)
- 6 運営規程
- 7 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- 8 この申請に係る資産の状況
- 9 この事業所の所在地以外の場所で、この申請に係る事業の一部を行うことの名簿・所在地等
- 10 法第70条第2項各号又は法第115条の2第2項各号に該当しないことを誓約する書面
- 11 役員の名等
- 12 その他必要と認められる書類

- 3 「主な提示事項」欄については、同欄の記載を省略し、別添資料として添付して差し支えないこと。
- 4 出張所等がある場合は、出張所等の所在地、サービス提供に当たる訪問介護員の人数を別紙1-乙に記入すること。
- 5 指定居宅サービス以外のサービスを実施する場合には、当該指定居宅サービス部分とそれ以外のサービス部分の料金の収支が分かる料金表を提出すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
- 3 出張所等がある場合は、出張所等の所在地、サービス提供に当たる訪問介護員の人数を別紙1-乙に記入すること。
- 4 この申請に係るサービス以外のサービスを実施する場合には、当該サービス部分の料金の状況が分かる料金表を添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式別紙1を同様式別紙1-1とし、同様式別紙1-1の次に次のように加える。

に改め、同

別紙1-2  
訪問介護・介護予防訪問介護事業を事業所所在地以外の場所で行う場合の記載事項

※受付番号

事業所	フリガナ	(郵便番号 ー )	
	所在地	広島県	都市
連絡先	電話番号	FAX番号	
	訪問介護員等	専従	兼務
従業者	常勤(人)		
	非常勤(人)		
※基準上の必要人数(人)			
※適合の可否			
営業日	日	月	火
	水	木	金
営業時間	平日	～	～
	備考	法定代理受領分以外	
主な掲示事項	利用料	法定代理受領分以外	
	その他の費用	①	②
実施地域	通常の事業	③	④
	備考	⑤	

- 注
- 1 ①の欄は、記入しなさい。
  - 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別の用紙に記載した書類を添付すること。
  - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別紙1-3

訪問入浴介護事業者の指定に係る記載事項

訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護事業者の指定に係る記載事項

フリガナ	住所	(郵便番号 ー )
氏名		
当該訪問入浴介護で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)		

フリガナ	(郵便番号 ー )
氏名	住所
生年月日	
当該事業所で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)	

- 1 申請者の定数、常時行為等及びその登記簿簿本又は条例等
- 2 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
- 3 事業所の管理者の経歴
- 4 事業所の平面図並びに設備及び備品の概要
- 5 運営規程
- 6 利用者からの苦情を処理するために講じる措置の概要
- 7 この申請に係る要項の状況
- 8 協力医療機関との契約の内容

- 1 申請者の定数、常時行為等及びその登記簿簿本又は条例等
- 2 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
- 3 事業所の管理者の経歴
- 4 事業所の平面図(設備、備品概要を含む。)
- 5 運営規程
- 6 利用者からの苦情を処理するために講じる措置の概要
- 7 この申請に係る要項の状況
- 8 協力医療機関との契約の内容
- 9 法第70条第2項各号又は法第115条の2第2項各号に該当しないことを誓約する書面
- 10 役員の名簿
- 11 その他必要と認められる書類

- 1 主な掲示事項については、本欄に記載を省略し、別添資料として添付して差し支えなさい。
- 2 この指定居宅サービス以外のサービスを実施する場合には、当該指定居宅サービス部分とそれ以外のサービス部分の料金の状況が分かる料金表を提出すること。
- 3 この申請に係る要項の状況
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別紙1-4  
訪問看護事業者の指定に係る記載事項



訪問看護・介護予防訪問看護事業者の指定に係る記載事項

フリガナ	住所	(郵便番号)
氏名		
職種	登録番号	
◇当該訪問看護事業所内で兼務する他の職種(兼務の場合記入)		

フリガナ	住所	(郵便番号)
氏名		
生年月日		
職種	登録番号	
◇当該事業所内で兼務する他の職種(兼務の場合記入)		

- 申請者の定数、若州行為等及びその登記簿簿本文又は条例等(当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。)
- 病院若しくは診療所、要介護特別介護老人ホームの使用許可証等の写真
- 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
- 訪問看護ステーション管理者の看護師又は保健師の免許証の写真
- 事業所の平面図
- 運営規程
- 利用者からの苦情を処理するために講じる措置の概要
- この申請に係る資産の状況

- 申請者の定数、若州行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。)
- 病院・診療所の使用許可証等の写真
- 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
- 訪問看護ステーション管理者の看護師又は保健師の免許証の写真及び経歴
- 事業所の平面図(設備、備品概要を含む。)
- 運営規程
- 利用者からの苦情を処理するために講じる措置の概要
- この申請に係る資産の状況
- この事業所の所在地以外の場所、当該申請に係る事業の一部を行おうとする名称・所在地等
- 法第70条第2項各号又は法第115条の2第2項各号に該当しないことを誓約する書面
- 役員の名簿
- その他必要と認められる書類

- 主な提示事項(欄)については、欄の記載を省略し、別添資料として添付して差し支えないこと。
- ◇印の欄は、訪問看護ステーションの場合のみ記入すること。  
なお、介護保険法(以下「法」といふ。)第71条第1項の規定により別段の申出をした者が、新たに訪問看護事業を行つたために指定の申請をする場合は、本様式に同じものとする。
- 保険医療機関である病院及び診療所が行つたものについては、法第71条第1項の規定により、指定があつたものとみなされるので、本申請の必要はないこと。
- 事業所の所在地以外の所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、その事務所の名称及び所在地について、欄を設けて記載するか又は別の用紙に記載した書類を添付すること。
- この指定居宅サービス以外のサービスを実施する場合には、当該指定居宅サービス部分とそれ以外のサービス部分の料金の状況が分かる料金を提出すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

- ◇印の欄は、訪問看護ステーションの場合のみ記入すること。  
なお、法第71条第1項の規定(第115条の10において適用する場合を含む。)により別段の申出をした者が、新たに訪問看護事業又は介護予防訪問看護事業を行つたために指定の申請をする場合は、本様式に同じものとする。
- 保険医療機関である病院及び診療所が行つたものについては、法第71条第1項(法第115条の10において適用する場合を含む。)の規定により、指定があつたものとみなされるので、本申請の必要はないこと。
- 事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、その事務所の名称及び所在地について、別紙3-2に記載し添付すること。
- この申請に係るサービス以外のサービスを実施する場合には、当該サービス部分の料金の状況が分かるような料金を提出すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

同様式別紙三を同様式別紙三一一として、同様式別紙三一一の次に次のように加える。

に改め

別紙3-2

訪問看護・介護予防訪問看護事業を事業所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項

※受付番号

事業所	フリガナ		
	名称	(郵便番号 ー )	
所在地	広島県	市	
	〒	市	
連絡先	電話番号	FAX番号	
従業者	常勤(人)	訪問介護員等	専従
	非常勤(人)		兼務
	常勤換算後の人数(人)		
※基準上の必要人数(人)			
※適合の可否			
営業日	日	月	火
	水	木	金
営業時間	平日	～	～
	備考		
利用料	法定代理受領分	その他年間の	
	法定代理受領分以外	祝日	休日
その他の事業	①	②	③
	④	⑤	
実施地域	備考		

注 1 ※の欄は、記入しないこと。  
 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別の用紙に記載した書類を添付すること。  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

登記簿記載1の記載内容

訪問リハビリテーション事業者の指定に係る記載事項

フリガナ	住所	(郵便番号 ー )
氏名	理学療法士	作業療法士
	専従	兼務
従業者	常勤(人)	専従
	非常勤(人)	兼務

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定に係る記載事項

フリガナ	住所	(郵便番号 ー )
氏名	理学療法士	作業療法士
	専従	兼務
従業者	常勤(人)	専従
	非常勤(人)	兼務

1 申請者の定款、寄附行為等及びその登記簿謄本又は条例等(当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。)  
 2 病院、診療所又は介護老人保健施設の使用許可証等の写し  
 3 事業所の平面図  
 4 運営規程  
 5 利用者からの苦情を処理するために講じる措置の概要

1 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。)  
 2 病院、診療所又は介護老人保健施設の使用許可証等の写し  
 3 事業所の平面図(設備、備品概要を含む。)  
 4 運営規程  
 5 利用者からの苦情を処理するために講じる措置の概要  
 6 法第70条第2項各号又は法第115条の2第2項各号に該当しないことを誓約する書面  
 7 役員の名等  
 8 その他必要と認められる書類

3 「主な揭示事項」欄については、同欄の記載を省略し、別添資料として添付して差し支えないこと  
 4 保険医療機関である病院及び診療所が行方については、介護保険法第71条第1項の規定により、指定があつたものとみなされるので、本申請の必要はないこと  
 5 この指定原宅サービス以外のサービスを実施する場合には、当該指定原宅サービス部分とそれ以外のサービス部分の料金の状況が分かる料金表を提出すること  
 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。